

第10回 名寄市農業委員会総会（令和6年11月）会議録

日 時 令和6年11月29日（金）

午後1時30分 開始

午後2時35分 終了

開催場所 風連庁舎3階 中会議室

日程表及び審査結果

日程	議案内容	議 件 名	件数	審査結果
第1		会議録署名委員の指名について		
第2	議案第1号	土地の現況証明願いについて	5件	承認
第3	議案第2号	設定された権利の合意解約について	8件	承認
第4	議案第3号	農用地利用集積計画の作成について	13件	承認
第5	議案第4号	農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について	9件	承認
第6	議案第5号	農用地の買入れ協議に係る要請について	4件	承認
第7	議案第6号	令和7年度名寄市農地利用最適化推進施策に関する意見について	1件	承認

第10回 名寄市農業委員会総会出席者名簿

2番 小 川 和 則	10番 高 橋 尚 幹	19番 村 中 洋 一
3番 又 村 裕 司	11番 横 田 浩 二	20番 北 野 雅 嗣
4番 山 上 瞳	12番 越 孝 則	21番 藤 野 修 一
5番 上 手 浩 幸	13番 沼 田 清 憲	22番 新 田 司
6番 竹 部 裕 二	14番 住 田 美 紀	23番 小田桐 正 彦
7番 鈴 木 康 裕	15番 林 秀 典	24番 伊 藤 貴 美
8番 南 原 政 幸	16番 菅 原 一 徳	25番 安 達 啓 治
9番 鈴 木 英 二	17番 菊 池 愛 子	26番 中 野 寿 子
		27番 菅 野 真記子

欠席

1番 飯 村 規 峰	18番 清 水 康 史
------------	-------------

第10回 名寄市農業委員会定例総会 会議録

日 時 令和6年11月29日（金）午後1時30分

会 場 風連庁舎3階 中会議室

事務局長： 委員の皆様には大変お忙しいなか、お集まりいただきましてありがとうございます。
それでは、令和6年第10回農業委員会総会の開催にあたりまして、沼田会長からご挨拶
をいただき、その後の議事進行についても、よろしくお願いいたします。

議 長： 本日は何かとお忙しいなか、総会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。
それでは、令和6年第10回の名寄市農業委員会総会を開会いたします。
本日、委員定数27名中、委員25名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第
3項 在任委員の過半の出席となっていますので、総会は成立することを宣言いたします。

議 長： **日程第1、「会議録署名委員の指名について」**を議題に供します。会議録署名委員は、10
番 高橋委員、11番 横田委員の両名を指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって会議録署名委員は、高橋委員、横田委員に決定いたしました。

議 長： 続きまして、**日程第2、議案第1号「土地の現況証明願いについて」**を議題に供します。
番号29番を審査いたします。番号29番は村中委員から意見があるため、席移動につき
暫時休憩いたします。（13：32）

議 長： 議事を再開いたします。（13：32）
事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第1号 番号29番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。意見はありませんか。

村中委員： はい。

議 長： 村中委員。

村中委員： 19番 村中です。番号29番について説明します。所在については、地図7ページをご覧
ください。右側に朝日とありますが、そこから下川の方に進み、農協の子会社の施設の北
側になります。11月14日に鈴木英二委員、鈴木康裕委員、事務局と現地を確認し、農
地として利用される状況でないことを確認しました。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、村中委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号29番を原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号２９番は原案のとおり証明することに決定いたしました。席移動のため暫時休憩といたします。（１３：３４）

議 長： 議事を再開いたします。（１３：３４）
続きまして、**番号３０番、番号３１番**を一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第１号 番号３０番、番号３１番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。意見はありませんか。

鈴木康裕委員： はい。

議 長： 鈴木康裕委員。

鈴木康裕委員： ７番 鈴木です。番号３０番、番号３１番について説明します。１１月１４日に私と鈴木英二委員、村中委員、事務局で現地を確認しました。番号３０番の所在については、地図の７ページをご覧ください。中央上の日進橋を渡り、右に進むとサンピラーパークがあり、その下のＴ字路右下になります。現在は使われていなく農地採草放牧地以外であると確認しました。番号３１番の所在については、日進橋を北に進み、ピヤシリ大橋との交差点の右側が所在地の１つとなり、残りは左側炭化センター右下の川沿いになります。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長： ただいま、鈴木康裕委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号３０番、番号３１番を原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号３０番、番号３１番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号３２番**を審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第１号 番号３２番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。意見はありませんか。

菅原委員： はい。

議 長： 菅原委員。

菅原委員： １６番 菅原です。番号３２番について説明します。所在については、地図の８ページをご覧ください。中央右下に黄色のマーカーで国道４０号とあり、その「国」のところになります。１１月２０日に新田委員、沼田委員、事務局と私で現地にいき、農地として利用し

ていないことを確認しました。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、菅原委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号３２番を原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号３２番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議 長： 続きまして、番号３３番は私からの意見がありますので、席移動のため暫時休憩といたします。（１３：４０）

議 長： 議事を再開いたします。（１３：４０）
番号３３番を審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第１号 番号３３番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。意見はありませんか。

沼田委員： はい。

議 長： 沼田委員。

沼田委員： １３番 沼田です。番号３３番について説明します。所在については、地図の８ページをご覧ください。真ん中に黄色のマーカーで二十九線とあり、西五号と四号の間になります。
１１月２０日に私と菅原委員、新田委員、事務局で農地として利用されていないことを現地で確認いたしました。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、沼田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号３３番を原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号３３番は原案のとおり証明することに決定いたしました。
席移動のため暫時休憩といたします。（１３：４１）

議 長： 議事を再開いたします。（１３：４１）

議 長： 続きまして、日程第３、議案第２号「設定された権利の合意解約について」を議題に供します。

議 長： 初めに**番号１３番**を審査いたします。村中委員が農業委員会等に関する法律第３１条の議事参与の制限に該当しますので、本件終了まで退席を願います。（１３：４２）

議 長： 議事を再開いたします。（１３：４２）

それでは**番号13番**を審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第2号 番号13番を読み上げ説明する。）

議長：説明が終わりました。
番号13番を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長：異議なしと認めます。よって番号13番は原案のとおり決定いたしました
暫時休憩いたします。（13：43）

議長：議事を再開いたします。（13：43）
続きまして、**番号14番から番号20番**までを一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第2号 番号14番から番号20番を読み上げ説明する。）

議長：説明が終わりました。
番号14番から番号20番までを原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長：異議なしと認めます。よって番号14番から番号20番は原案のとおり決定いたしました。

議長：続きまして、**日程第4、議案第3号「農用地利用集積計画の作成について」**を議題に供します。初めに**売買**の審査を行います。**番号20番**の審査をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第3号 番号20番を読み上げ説明する。）

議長：説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

議長：意見がないようですので、番号20番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長：異議なしと認めます。よって番号20番は原案の通り決定いたしました。

議長：続きまして、**番号21番から番号23番**を一括して審査します。
事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第3号 番号21番から番号23番を読み上げ説明する。）

議長：説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

鈴木康裕委員： はい。

議 長： 鈴木康裕委員。

鈴木康裕委員： 7番 鈴木です。番号21番から番号23番について説明します。今月8日、私と清水委員、鈴木英二委員、事務局であっせん委員会を開催しています。番号21番の所在については、地図の7ページをご覧ください。日進橋の北側に智恵文に続く道があります。そこに住宅があり、その手前になります。畔や水引など改善が必要であることから地域の協議で反当り田70千円となりました。続いて番号22番ですが、日進橋を北に上がり、日進駅に行く交差点をピヤシリ大橋に向かう途中の道路沿いに所在地があります。耕作するには好条件の土地で効率的な作業が行えることから地域での協議の結果、反当り田240千円となりました。番号23番の所在ですが、日進橋を智恵文に行く智東線一番通を北に向かって左になります。価格については、川沿いで水が付きやすく雑木もあるため、協議の上、反当り55千円としました。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、鈴木康裕委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号21番から番号23番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号21番から番号23番を原案のとおり決定することにしたしました。

議 長： 続きまして、番号24番から番号27番は、私からの意見がありますので席移動のため暫時休憩といたします。（13：54）

議 長： それでは議事を再開いたします。（13：54）
番号24番から番号26番を審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第3号 番号24番から番号26番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

沼田委員： はい。

議 長： 沼田委員。

沼田委員： 13番 沼田です。番号24番から26番について説明します。11月5日に、私と菅原委員、新田委員、事務局であっせん委員会を開催しました。〇〇〇〇〇さんと〇〇さんはご夫婦になります。番号24番の所在については、地図の8ページをご覧ください。中央に二十六線とあり、その左手にある道道瑞生下士別線と二号道路の北側になります。地域の標準的な価格で、隣接地を耕作している〇〇さんに引き受けていただきました。番号25番は同じく8ページの中央にピンクのマーカで瑞生とあり、その東側に「文」とあります。元の下多寄小学校ですが、その南側が所在地になります。この農地につきましても、地域の標準的な価格である反当り田230千円で隣接地を耕作する〇〇さんに引き受けていただきました。番号26番については、瑞生という字の下の方に二十八線とあり、その南側が所在地になります。反当り170千円の価格での売買となっています。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、沼田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号２４番から番号２６番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号２４番から番号２６番を原案のとおり決定することに決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号２７番**の審査をいたします。小川委員が農業委員会等に関する法律第３１条の議事参与の制限に該当しますので、本件終了まで退席を願います。暫時休憩といたします。（１３：５９）

議 長： 議事を再開いたします（１３：５９）
番号２７番の審査をいたします。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第３号 番号２７番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

沼田委員： はい。

議 長： 沼田委員。

沼田委員： １３番 沼田です。番号２７番について説明します。こちらのあっせん委員会につきましても、先ほどと同様に１１月５日に行われています。所在については、地図の８ページをご覧ください。ピンクのマーカーで瑞生とありますが、「瑞」の下辺りになります。こちらも同様に地区の標準的な価格である反当り田２３０千円で、隣接地を耕作する〇〇さんに決定いたしました。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長： ただいま、沼田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号２７番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号２７番を原案のとおり決定いたしました。
暫時休憩といたします。（１４：０２）

議 長： 議事を再開いたします。
続きまして、**番号２８番**の審査をいたします。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第３号 番号２８番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

藤野委員： はい。

議 長： 藤野委員。

藤野委員： 21番 藤野です。番号28番について説明します。11月8日に私と上手委員、新田委員、事務局であっせん委員会を開催しました。所在については、地図の8ページをご覧ください。中ほどに黄色のマーカーで二十一線とありますが、そこから道路を挟んで東側になります。〇〇〇さんの規模縮小に伴うあっせんです。価格については、土地条件も良く、整備もされているので、地域の平均的な価格である反当り田255千円となりました。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長： ただいま、藤野委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号28番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号28番を原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号29番、番号30番**を一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局： （議案第3号 番号29番、番号30番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

上手委員： はい。

議 長： 上手委員。

上手委員： 5番 上手です。番号29番、30番について説明します。11月8日に私と藤野委員、新田委員、事務局であっせん委員会を開催しました。所在については、地図の8ページをご覧ください。ピンクのマーカーで豊里とあり、右側の東六号の南手前が番号29番の所在地になります。隣接地を耕作する〇〇さんが買い手となり、反当り田180千円となっています。番号30番の所在ですが、二十三線と東三号を西側に150m程進んだ北側になります。隣接地を耕作する〇さんが買い手となり、反当り田170千円で両者合意となっています。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長： ただいま、上手委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号29番、番号30番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号29番、番号30番を原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号31番**の審査をいたします。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第3号 番号31番を読み上げ説明する。）

議長：説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

又村委員：はい。

議長：又村委員。

又村委員：3番 又村です。番号31番について説明します。所在については、地図の8ページをご覧ください。左側にピンクのマーカーで西風連とありますが、その上側に黄色のマーカーで二十一線とあり、天塩川を挟んで左側になります。11月5日に私と沼田委員、新田委員、事務局であっせん委員会を開催しました。価格については、改良区外であること、山からの浸透水が強いこと等の様々な条件があり、反当り田で80千円、40千円、25千円と分けた価格の決定となりました。ご審議の程よろしくお願いします。

議長：ただいま、又村委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議長：意見がないようですので、番号31番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長：異議なしと認めます。よって番号31番を原案のとおり決定いたしました。

議長：続きまして、使用貸借の審査をおこないます。**番号8番**を審査いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第3号 番号8番を読み上げ説明する。）

議長：説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

竹部委員：はい。

議長：竹部委員。

竹部委員：6番 竹部です。番号8番について説明します。所在については、地図の7ページをご覧ください。地図の左にピンクのマーカーで瑞穂とあります。そこから市街地の方に3cmほど行くとT字路があり、北西に進むと瑞穂川とあります。ここの北側が所在地になります。〇〇さんは親子関係にありますが、独立した営農を行っており、営農計画等に合わせて両方で相談した結果、本案件の使用貸借になりました。ご審議の程よろしくお願いします。

議長：ただいま、竹部委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議長：意見がないようですので、番号8番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長：異議なしと認めます。よって番号8番を原案のとおり決定することに決定いたしました。

議 長： 続きまして、**日程第5、議案第4号「農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について」**を議題に供します。番号23番は村中代理から意見がありますので席移動のため暫時休憩いたします。（14：13）

議 長： 議事を再開いたします。（14：13）
番号23番を審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第4号 番号23番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

村中委員： はい。

議 長： 村中委員。

村中委員： 19番 村中です。番号23番について説明します。所在については、地図の7ページをご覧ください。下川との境にある、らくみランドの施設の南側になります。両者とも〇〇さんですが親子関係ではありません。〇〇さんの規模縮小に伴い、効率よくこの農地を利用できる〇〇さんへの贈与となっています。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長： ただいま、村中委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号23番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号23番は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして、番号24番、番号25番については、村中委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、本件終了まで退席を願います。暫時休憩いたします。（14：16）

議 長： 議事を再開いたします。（14：16）
番号24番、番号25番を一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第4号 番号24番、番号25番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

鈴木英二委員： はい。

議 長： 鈴木英二委員。

鈴木英二委員： 9番 鈴木です。番号24番、25番については先ほど事務局で説明した通りとなっています。特に問題のない案件と考えます。

議 長： ただいま、鈴木委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号２４番、番号２５番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号２４番、番号２５番は原案の通り決定いたしました。
暫時休憩いたします。（１４：２０）

議 長： 議事を再開いたします。（１４：２０）
続きまして、**番号２６番、番号２７番**を一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第４号 番号２６番、番号２７番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

鈴木康裕委員： はい。

議 長： 鈴木康裕委員。

鈴木康裕委員： ７番 鈴木です。番号２６番、２７番については先ほど事務局で説明した通りとなっています。特に問題のない案件と考えます。

議 長： ただいま、鈴木委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号２６番、番号２７番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号２６番、番号２７番は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号２８番**の審査をいたします。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第４号 番号２８番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

南原委員： はい。

議 長： 南原委員。

南原委員： ８番 南原です。番号２８番について説明します。所在については地図の６ページをご覧ください。中央にピンクのマーカーで智恵文とありますが、その左にピンクのマーカーで南三号とあり、そこが所在地になります。今年の夏頃に三重県の〇さんから農地を処分した

いと申し出があり、隣接地を耕作する〇〇さんが引き受けてくださることになりました。
ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長： ただいま、南原委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号２８番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号２８番は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして、番号２９番については、私から意見がありますので席移動のため暫時休憩といたします。（１４：２５）

議 長： 議事を再開いたします。（１４：２５）
番号２９番を審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第４号 番号２９番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

沼田委員： はい。

議 長： 沼田委員。

沼田委員： １３番 沼田です。番号２９番について説明します。先ほど合意解約のあった農地であります。〇〇さんは〇〇さんに今まで賃貸をしていましたが、この度売買をしたいとのことで本案件となります。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長： ただいま、沼田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号２９番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号２９番は原案の通り決定いたしました。
暫時休憩といたします。（１４：２８）

議 長： 議事を再開いたします。（１４：２８）
続きまして、番号３０番を審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第４号 番号３０番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

住田委員： はい。

議 長： 住田委員。

住田委員： 14番 住田です。番号30番について説明します。所在については、地図の8ページをご覧ください。二十五線東六号の北西の畑になります。〇〇〇さんの離農に伴う売買です。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長： ただいま、住田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号30番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号30番は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして、番号31番を審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第4号 番号31番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

又村委員： はい。

議 長： 又村委員。

又村委員： 3番 又村です。番号31番について説明します。所在については、地図の8ページをご覧ください。ピンクのマーカーで西風連とあり、その下の道道朱鞠内西風連の道路を挟んで南側になります。〇〇さんの規模縮小による売買となります。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長： ただいま、又村委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号31番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号31番は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして、日程第5、議案第4号「農用地の買入れ協議に係る要請について」を議題に供します。番号3番から番号6番を一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第4号 番号3番から番号6番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号３番から番号６番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号３番から番号６番は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして、日程第７、議案第６号「令和７年度名寄市農地利用最適化推進施策に関する意見について」を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長：（議案第７号「令和７年度名寄市農地利用最適化推進施策に関する意見について」を読み上げ説明する。）

議 長： 議案第７号「令和７年度名寄市農地利用最適化推進施策に関する意見について」の説明がありました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、議案第６号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって議案第６号は原案の通り決定いたしました。

議 長： 以上で提案しました議案審議は終了しました。
その他、みなさんから何かございますか。

特に無いようですので、以上で第１０回名寄市農業委員会総会を閉会いたします。

（午後２時３５分 閉会）

会 長 _____

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____